

## (第2期)

### 第4回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成28年 7月19日(火)

午後1時30分～4時00分

Mウイング 4-4 会議室

出席委員13名

荒牧重人会長、森本遼副会長、青木敏和委員、豊嶋さおり委員、西森尚己委員  
矢崎久委員、角田恵子委員、西口恵理子委員、中林友子委員、笠原幸一委員  
塚田道彦委員、臼井和夫委員、神津ゆかり委員

#### 【課長】

それでは、定刻となりましたので、第2期子どもにやさしいまちづくり委員会の第4回目の会議をはじめます。私は、司会を務めます、こども育成課長の山口洋明と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

平成28年度の関係団体の役員改選に伴い、新しく委員になられた皆様には、恐れ入りますが委嘱状を机の上に置かせていただいております。宜しくお願いいたします。なお、委員の任期は、来年の9月28日までとなっております。

本日は、奈良委員と伴野委員から欠席のご連絡をいただいております。現在出席の委員さんの人数は13名ですが、これは、子どもの権利に関する条例施行規則16条2項に定める会議の成立要件を満たしていることをご報告します。

本日、協議会全体としてタイトなスケジュールであり、時間が長めになるかと思いますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

では、はじめに、会長からごあいさつをお願いします。

#### 【会長】

前回の委員会からこの間で、児童福祉法の改正案が国会で可決されました。報道では、児童虐待に対する対応体制の強化が強調されていますが、現行の法律に関する主語が「すべて国民は」から「すべて児童は」に変更され、加えて「福祉に関する権利を有する」と文言が加えられ、理念の部分で変更がなされています。それと同時に、「児童の権利に関する条約の精神に則り」という文言が加えられているなど、子どもの最善の利益を追求し、子どもの意見を尊重しながら進めていくこと、児童福祉法の理念は、およそ福祉関係の理念の法令の基本原則であるということがあらためて確認されており、福祉に関する基本法において大きな進展がなされました。子どもを保護することを基本においていたことに加え、福祉に関する権利を有するとして権利の主体においた点で、子どもの権利条約に基づき、権利を有するとされたことは進展と評価できますが、条文が改正されるだけでなく、具体的に活かされていくかどうか課題と言えます。

あわせて、長野県では「子どもを性被害から守るための条例」が制定されました。これについては以前から様々な議論があり、いわゆる「淫行処罰規定」47都道府県のうち、長野県のみがその規定がなされていませんでした。これは、規定に頼らず、県民運動を含めて様々な取り組みを進めていくという

長野県の見識であるという高い評価をしていましたが、今回、淫行処罰規定の入った条例が制定されたところです。ただし、通常の青少年保護条例よりはるかに厳格な限定をしたもので、子どもを性被害から守るためだけでなく、その他の様々な取り組みを含めて進めていくという条例となっています。長野県の場合は、「子ども支援条例」もあるため、支援条例との連携がどうなされるかが大きな課題です。

そうしたなかで、松本市の「子どもの権利に関する条例」は、国の情勢よりもはるかに進んだ取り組みです。子どもにやさしいまちづくり推進計画をもとにしながら、どれだけ推進計画が進んでいるかを検証するのが今期の委員会の大きな課題です。新しい委員の方もいらっしゃいますが、この委員会では、それぞれの委員のこれまでの知見や活動を大切にしたいと思っていますので、疑問点などは遠慮なく発言していただきたいと思います。松本の子どもたちが、少しでも生きいきと育つことができるように、また、生活できるようにしていきたいというのが基盤なので、遠慮なく発言などしていただきたいと思います。また、呼称は「さん」付けで呼ばせていただくことで統一します。

【課長】

ありがとうございました。新しい委員さんもいらっしゃいますので、事務局を含め、自己紹介をさせていただきます。

《自己紹介》

【課長】

それでは、会議に移ります。条例の規則第16条により会長が議長となりますのでお願いします。

【会長】

では、次第に沿って、条例や推進計画、委員会の役割等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それに先立ちまして、前回の会議で質問のありました、放課後児童健全育成事業の中で、障害をお持ちの児童の預かりの実態について回答いたします。

28年4月現在、登録数全体で公営・民営あわせ、3,398人、そのうち障害をお持ちの子どもさんが142人で、率にすると4.2%となります。この数字は28年1月の率3.8%に比べると伸びています。

療育センター「らいふ」や「みらい」などの、放課後等デイサービス障害児のための通所施設実利用人数159人となります。なお、市外の施設を合わせますと206人が実利用しています。なお、28年1月時点の数字は今お知らせすることはできませんが、お願いいたします。

【会長】

後半の数字は、延べ人数ですか。

【事務局】

今現在登録のある子どもの数で、放課後などデイサービスの利用人数は実質利用児童数であり、4月いっぱいにご利用された子どもの実利用人数です。

【会長】

いわゆる登録者数より多いのですか。

【事務局】

最初の数字は、児童館・児童センターで行われている、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブと民営の児童クラブである学童クラブとを合わせた登録者数並びにそのうちの障害をお持ちの児童数になります。それとは別に、放課後等デイサービス事業を登録しているお子さんがいらっしゃいまして、その利用人数が159人となります。

【会長】

よろしいでしょうか。数字はとりあえず分かりましたので、また別の段階でお聞きします。

【事務局】

続きまして、資料2を使い、子どもの権利に関する条例及び子どもにやさしいまちづくり推進計画、子どもにやさしいまちづくり委員会についてご説明いたします。

#### 《事務局報告》

【会長】

皆さん、いかがでしょうか。メンバーのなかには、条例制定に関わった方もいらっしゃいますが、この条例は、こういった理念・精神・制度・具体的な計画とその実施を含めた総合的な条例です。子どもの権利に関する条例は、全国で40程度ありますが、そのなかでも、松本市の条例は、非常に内容のある条例になっています。先ほどの条例の説明にも出てきましたが、「すべて」の子どもにやさしいまちづくりを基本に、松本市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」というものが、どういう方向なのかを前文に明確に示しています。

子どもにやさしいまちづくりは、ユニセフがたくさんの人々に宛てているもので、子どもの権利条約を実現するまちにしようとする世界の自治体に呼び掛けている取組みです。松本市の場合は、その内容をさらに充実させているところが大きな特徴です。

条例では、必要な事は全て規定していますが、とりわけ松本の条例は、子どもに対する情報の提供を重視して、条文で規定しています。大人が子どもに必要な情報を勝手に選ぶのではなく、子ども自身が必要な情報を得られるよう、大人に遵守させるという内容です。また、環境についても条文で規定し、子どもにとって松本のすばらしい環境を残すと同時に、子どもと共に環境を守っていくこと、防災・減災について、主体的に自分を守る力を身に付けるよう市として取り組むということも条文に盛り込んでいます。これらは、他にあまりない特徴だと思います。

松本の掲げる「健康寿命延伸」は、政府も使っているほか、コマーシャルでも使われており、松本はこの先頭に立ち、実績も作ってきていますが、この施策のもと前文の第一の方向は、命と健康を基本においていこうというものです。同時に、子どもの権利を大事にする条例ですから、権利について学び、見識を高めるということも取り組もうとしています。加えて、子どもたちのSOSを受け取り、効果的な救済に結び付ける機関を設置しているのは、全国でも30ほどで、県レベルでは秋田県と長野県が設置しています。救済機関は、兵庫県の川西市が最初に設置し、10数年経ちます。こうした子どもたち

の救済についても、松本市は、初年度からするとはるかに進展した取組みを行っています。相談救済、子どもの居場所づくり、それから、まちづくりだけでなく教育においても、子どもの意見表明・参加を重視しています。

さらに、施策の方向では、皆さんも日々の活動のなかで感じている通り、子どもの権利だけが保障されるのではなく、親や保育士、教職員など子どもに関わる人の権利も保証されなければ、子どもの権利は保障されません。子育て支援は、子どものところに届いて初めて子育て支援策として成り立ちます。つまり、子ども支援と子育て支援は同時に取り組む必要があります。総合的な条例を総合的に推進する計画を作り、庁内においてはそれを推進するための庁内組織を作り、そして第三者的にはこの委員会で検証をするということになります。

ですから、この委員会は全般的にならざるを得ません。個々の具体的な子どもたちを念頭におきながらも、その子をどうするかという話をするのではなく、全体的に市の施策としてどういうことが必要かということを議論することになります。

行政側からすると通常のPDCAサイクルのC（チェック）の部分を担当する委員会とされているかもしれませんが、この委員会の評価・検証プロセスは、通常のPDCAサイクルを超えるプロセスとなります。PDCAサイクルは、人と物とお金をいかに効率よく使うかというプロセスなので、計画は数値目標となります。ですが、権利がどこまで実現しているかは数値目標では表せないことが多々あります。子どもがどう変わってきたか、親がどう認識を進展させたか、そういったことを評価の対象に含めます。ですので、どこかの評価資料をそのまま流用すればいいというものではなく、松本市は松本市のやり方を作っていくが必要になる。つまり、通常のABCなどの客観的な指標に基づいて評価するやり方ではなく、対話的な手法が必要です。今日は、試験的にこども育成課の事業について検証しますが、次回は関係部署が全員集まるので、関係部署とも、何が進展したのか、ということに対話的な手法のもとで、お互いに確認・共有しながら次に進んでいきたい。平成31年までの個々の事業計画のなかで、事業を途中で打ち切って、新たな事業を加えたほうがいいのかということも検証プロセスのひとつです。また、単に「行政が取り組んでいないのではないか」という追及の仕方は、この委員会では意義がありません。こうした条例は行政だけが取り組むのではなく、市民や関係機関が取り組まなくては進展しないので、行政が取り組んでいないと言いつ放しで終わるのでは、何の意味もありません。対話的な手法で検証していただきたい。

ただし、委員会のみなさんに検討してもらいたい大きな課題は、委員会だけで評価・検証するのではなく、いかに市民の声を評価・検証に反映していくか、ということなのです。ある自治体では、行政の評価を広く示し、市民から意見をもらっています。そして、意見をくれた市民や市民グループと委員会が対話をしながら、行政と更に検討するという手法をとっているところもあります。この市民には、当然子どもも入ります。子どもの目線と大人の目線は、当然違います。子どもたちにどうやって、この計画の検証に関わってもらっても大きな課題です。未来委員会の子どもたちの力も借りながら、ということになると思いますが、どうやって市民の声、子どもの声を活かしていくのかということもあわせて課題として認識していただければと思います。

委員の皆さんは全部を背負う必要はありませんので、自分の経験などによって率直に関わってもらうのが良いと思います。すべてに精通していなくてはならない、ということはもちろんありません。

それでは、条例や推進計画や委員会については、ひとまずよろしいでしょうか。途中で疑問点などありましたら、遠慮なく聞いていただきたいと思います。

続いて、子どもの権利アンケートですが、これは、私たちの評価・検証にあたっての基礎データにな

ります。子どもたちにとって、条例をどう認識しているかの基礎データになりますので、その報告を受けたいと思います。その時に、ぜひ、進展している部分を大事にしていきたい。課題が山ほどあるのは、子どもたちの状況からして明らかですので、まず進展している部分を確認し、その上での課題として考えていきたい。

それでは、事務局の方から報告をお願いします。

#### 《事務局報告》

##### 【会長】

何か、ご質問・ご意見ございますか。

##### 【副会長】

条例の認知度やこころの鈴の認知度について、割合的には下がってしまっています。前回のアンケートは、いずれも条例の制定や、こころの鈴の設置直後の話なので、当時より下がっているのは仕方ない部分もあると思いますが、当時はどうやって周知していたのでしょうか。また、現在どのように周知しているのでしょうか。

##### 【事務局】

大きかったのは、学校を通じて、子どもの権利の学習パンフレットの活用していただいていたということです。これは、平成25年度、26年度と続けて取り組み、年明けの1月から2月に各学校に配布して、授業のなかで使っていただいたり、朝の会や帰りの会で先生方から一言そえていただいて配布したりということをしていました。また、活用した結果の先生方へのアンケートでは、小学校低学年向け、高学年向け、中学生向けと何タイプかに分けてパンフレットを作成し、更に活用できる方法を考えた方が良いのではという意見がありました。去年はそれが実施できなかったので、今年度、学習資料を作成する計画です。

前回のアンケートの際は、子どもたちの手に直接届くかたちでの周知を行っていましたが、今回は行えていませんでしたので、今後取り組んでいきたいと思います。

##### 【会長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

##### 【委員】

保護者へのアンケートを今回から実施したということで、とても良いことだと思います。それと同時に先生方へのアンケートも実施すると、更に比較になって良いのではないかと思います。

##### 【会長】

検討課題ということでよろしいですか。

##### 【事務局】

検討します。

## 【会長】

アンケートの内容については、いかがでしょうか。

いわゆる自己肯定感については、「自分が好き」ということに加え、「自分には良いところがある」「まわりの人から大切にされている」というところも含めて通常は調査しますが、すべてをクロス集計することが難しいので、今回は、「自分が好き」というところでクロス集計をかけています。

また、「まわりのひとから大切にされている」という認識は、権利意識の最も基本的な部分です。その実感なしに、どんなに権利学習を進めても子どもたちには届かないと言われていしますので、問1、4、5、6の数字がいずれも進展しているのは、家庭や学校の取組みを含めて非常に重要な部分ではないかと思います。

先ほど話がありましたが、認知度については、まず質より量の取組みが必要です。量が決定的に不足していることのあらわれです。例えば、こころの鈴の認知度について、松本市が未来委員会を通じて交流している宗像市は、こうした第三者機関をつくって3年か4年ほどですが、認知度は90%以上です。例えば、学校の入学式など、全校生徒が集まる時間の中で、15分から20分使ってビデオを見せたり、相談員が直接訪問して周知したりしています。こころの鈴を「知る」こと、何をしてくれるか「わかる」こと、実際に「使う」ことは全てハードルが違います。少なくとも、「わかる」段階までは、市が責任をもって進める必要があります。こころの鈴の取組みは第1期よりもかなり進んでいますが、それにも関わらず、この認知度ということは、抜本的な対策が必要です。こころの鈴をわかってもらうことは、子どもたちの安心にとって重要なことです。こころの鈴の認知度については、我々も重く受け止める必要があるのではないのでしょうか。

また、自己肯定感に関する数字はとても重要です。「学校で先生に自分の考えや意見を聞いてもらっていると思う」という数字が上がっているのは非常に重要です。前回の数字であっても、私の知る他の自治体に比べると高い数値です。松本の学校の先生たちは、子どもたちの声を出来るだけ聞こうとしていて、その数値が更に上がっているということです。学校の取組みを十分評価した方が良いと思います。

「自分が休んだり、好きなことができる時間が十分ある」と答えたのは、全体の85.6%で、ホッとできる場所がないと答えた子どもは0.5%でした。自分の好きなことができるかと答えた子どもがこれだけの数字であるのに対し、ホッとできる場所がないと答えた子どもが0.5%だったのは、数字的にはすごく重要です。もちろん、その0.5%の子どもをどうするかというのがありますが、数字的には重要ですので、こういったところをきちんと見ていく必要があると思います。

更に、言葉によって親や先生から傷つけられたり、叩かれたりしていると答える子どもが一定数いるということは、きちんとした対策をしていかないといけないと思います。

他に何かありませんか。注目すべき数字などありませんか。

## 【委員】

条例の認知度についてですが、名前だけ知っている子どもは29%なのに対し、権利条例ができて良かったと思う子どもは30%います。つまり、周知さえすれば、条例についても、こころの鈴についても、子どもたちの関心も高まるし、できて良かったと思う割合は上がるのではないのでしょうか。

また、前回の調査の際はパンフレットを使って周知していたとのことですが、同じことをやっただけでは、前回の数字に戻るだけですので、前回より進展させるためには、何が足りず、何が必要かという

ことを検証する必要があるのではないかと思います。

#### 【会長】

その検証についても、次回本格的にやっていきたいと思います。

市の予算が限られている部分がありますので、市全体の広報の中で、いかに子どもの権利条例やこころの鈴を知ってもらうか、というのが大きな課題だと思います。これは以前からも言われている課題です。また、なぜ条例の認知度について強調するかと言うと、権利意識をもっている子どもほどSOSを出したり、社会参加をしたりしていくというデータが出ているからです。そのために、条例を知ってもらい、権利意識を高めるというのが非常に重要です。どうしたらいいかを含めて、次回検証していきたいと思います。

他にありますか。

#### 【委員】

こころの鈴について、困ったこと辛いことを相談したいと思わないと答えた子どもが多い。こころの鈴の周知も大切だが、こころの鈴がどういうものかをきちんと認識してもらうことが大切だと思います。ただし、実際には相談件数が伸びたと先ほどの報告にあったので、悩みを抱えている子どもは多いと思います。せっかく良い機関なので、知ってもらうと同時に、何を相談するとどう解決してくれるか、きちんと悩みを受け止めてもらえるか等、ちゃんと知らせていかないと、相談したくないと思ってしまうので、うまく認識を高めていく必要があるのではないかと思います。

#### 【会長】

こころの鈴については、「こころの鈴ニュース」を、あえて手書きで作るなどの取組みをしているんですよ。こころの鈴の取組みについて、どうぞ。

#### 【事務局】

子どもに届くように考えて取り組んできたつもりでしたが、周知のカードも1回配るだけではなかなか伝わらないこともあります。相談のあった子どもに、どうしてこころの鈴を知ったのか聞いたところ、机の中にいれておいたのを出して電話したと言ってくれた子どももいましたが、配ったカードは、生徒手帳の裏にいれておいてもらうなど、そういうことも含めて知らせていかなければ、年1回配るだけでは、必要な時に伝わらないのではないかと思います。

現在は、ポスターを各学校に貼っており、カードがなくても思い出せるようにカードと同じようなデザインで作成しました。必要なときに子どもたちに思い出してもらえるよう、取り組んでいます。

#### 【会長】

いずれにしても学校や家庭の理解、協力なしには取組みは進まないと思います。

子どもたち自身がこころの鈴のカードを見て、すぐに連絡するのは意外と大変なことです。学校のなかでも、まずは担任の自分に相談してもらい、自分に言えないことは、こういうところがあるよと言うだけでも違うと思います。

【委員】

小学校も中学校も配布や話はしている。学校には配りものがたくさんあり、届いたものを全て配ってはいられないので、ある程度精査して配布している。もちろん、市からのものは配布していますが、配布物が多ければ多いほど、ひとつのものに割ける時間は薄くなります。さらに、中学生の場合は配っても家庭に届かない場合があります。その都度指導はしていますが、机の中に入れたままだったり、ひどい場合は捨ててしまったりしています。

先ほどの他市のように、特化して話をする時間を作ってプレゼンをするのは大事で、それにより認知は高まるのではないかと思います。本校は、安全講習会でスクールサポーターに来校いただき、薬物乱用のことについてリアリティある DVD を見たりすると、次の生活記録にはそのことが書かれていたりします。同じように特別なことをしないと認知度は上がらないと思います。

また、「こころの鈴に相談したいと思うか」というアンケート項目については、この質問の流れからすると、親や先生に相談できるので、こころの鈴には相談しないという子どももいると思います。単にこころの鈴に相談したいと思わないという子の中には、そういう子がいる事を含めて考えなければならぬと思います。この数字を大事にするのであれば、「誰にも相談できないときに、こころの鈴に相談したいと思いますか」という質問にした方が良いのではないかと思います。

【会長】

いかがですか。

【委員】

啓発物を年1回配り、家に持って帰らせるだけでは、どこまで子どもたちに意識づけできるかが疑問です。配っていただいたポスターも学校に貼っていますが、子どもたちが廊下を通るときなどに「こういうものがあるんだ」と意識してくれるかどうかは疑問です。

アンケートについては、子どもの声を聞こうとしている普通の教員の接し方が、数字として出てきていて嬉しく思います。子どもの権利条例の認知度については、条例が制定されたばかりの前回調査より下がっていますが、当時は学習資料を全学年で取り扱ったと思います。ですが、当時の取組みのみで、以降は、毎年時間を取るなどの扱いはしていません。条例が制定された当初は子どもたちが一斉に学習したので、ある程度頭に入っただと思います。今回の調査で対象になった現在の小学5年生は、当時小学3年の子たちです。小学3年生のころから、2年経って、どれだけ印象に残っているか、という点も認知度が下がった要因として考えなくてはならないと思います。

【委員】

こころの鈴に関していえば、他市の類似機関の認知度が9割とのことでしたが、これは松本市役所の認知度と同程度の数字なのではないかと思います。ですので、9割を目指すのはよほどのことでないと、非常に難しいと思います。既に話のあるように、信頼できる先生や保護者がいるので、こころの鈴に相談するという過程には至っていないという理由もあると思います。認知度が下がったなどの数字だけを見て、頑張りが足りないと言うのではなく、他の色々な取組みの中で、そこまでの重大事案にならずに済んでいるのではないかと思います。そうしたことも考えながら数字を見る必要があるのではないかと思います。



## 【委員】

以前、こころの鈴に相談したことがあるという子に話を聞いたことがあります。なぜ、こころの鈴に電話したのかを聞いたところ、先生の薦めがあったそうです。結果、その子にとってより良い解決となった様子でした。全ての子どもに一齐に周知するだけでなく、特に悩んでいる子どもに後押ししていくことも必要ではないかと思います。

## 【会長】

この委員会では、あくまで全体として見ていかなければなりません。認知度9割を目指すと言いたいのではなく、どういう取り組みをしていけば、そうした認知度になるのかという検証をしていきたいと思っています。長野県の場合、電話でつながる相談機関で認知度が高いのはチャイルドラインで、7割ほどの認知度があり、相当な数の電話がかかってきています。逆に言うと、SOSを出そうとしている子どもは我々が考えている以上に多いということです。そのことも認識しておかなければなりません。その上で、全体をどう見るか、こころの鈴をどう位置付けるかを考えていかなければなりません。こころの鈴は、万能ではないので、何でも相談を持ちかけられるというのは困るわけです。他にも児童相談所や教育委員会などに、相談救済機関はあるので、そうしたなかで、こころの鈴を位置付けるかという検証をしていきたいと思っています

事務局には、9ページ11ページ問12、13、14のところの年齢別数字も出していただきたいので、お願いします。

アンケートについて、他にありますでしょうか。自己肯定感が前進しているのは、非常に重要だと考えていただきたいと思っています。

続いて、推進事業の実施状況、こども育成課分について、事務局から報告をお願いします。

## 《事務局報告》

## 【会長】

本格的な検証は、次回行います。行政サイドからの報告は、このようなものが出てきます。これは、行政サイドの自己評価です。それに対して、私たちがどういう視点で、どういう指標で今の実施状況を汲むのか、進展している部分を共有しながら今後どういうことをしていくかを検討します。例えば、施策の方向を見るにあたって、私たちの手元には、そもそもの計画と行政の自己評価、条例やこころの鈴の認知度といったアンケート結果があります。手元にあるものをもとに、どういう観点や指標で評価すればいいのかということを検討したいと思っています。先ほどまでの議論でもあった、数字をどのように読むかにあわせて、こういう取り組みを、もっとこうしていかないと、先に進まないという意見も踏まえて評価していきます。次回は、前半は権利の普及、後半が相談・救済でやっていく。繰返しになりますが、行政サイドからは今回と同じような資料が各課からでてきます。

そこで、わたしたちはどうするかですが、権利の普及方法については、数字の問題として認知度をどう考えるかという視点があります。数字にあらわれない、実際の学校教育や社会教育など多様な方法を通じて普及啓発に取り組むほか、現在取り組んでいる人権の教育や普及についても子どもの権利の視点を取り入れると計画にありますので、そういうものがどうなっているか、これを更に進めるためにはどうすればいいかという意見交換をするようになります。

報告があった、こども育成課の担当している広報・啓発、相談・救済の部分で、疑問や意見がありま

したらお願いします。

#### 【委員】

A 3の資料を見ての感想を含めて言わせていただきます。この資料だけでは、意見が言いにくいと思います。例えば、こころの鈴については、先ほど口頭での補足説明をしていただいた、相談の制度を高めるだとか、相談体制のことなど、そういうことを書いていただいた方が評価しやすいと思います。取組みがわかれば、もっとこうした方が良いなど意見が言いやすいと思います。ここにあるように、「最善の結果となるように努めた」という一行だけでは、以上をもって終了という感じがして、議論や評価が始まらない。何に取り組んで、何に努めたのかを書いてもらった方がいいのではないかと思います。

「まつもと子どもの権利の日」についても、子どもの権利の視点を重視して取り組んだというお話がありましたので、どういう観点から「まつもと子ども未来委員会」を立ち上げて、子どもたちの意見を尊重してどんな話し合いをしたのか、あるいは、やらなかったのかなど、を書いていただかないと評価しづらいと思います。まして、それがなぜここにある、A（実施できた）という評価につながるのかが分からず、意見が言いにくいと思います。

#### 【会長】

どういう視点で、どういう内容で、実施に取り組んできたかが見えるようにならないと評価しにくいということになってしまいます。この事業を通じて何を目指したのか、何をどう変えようとしたのか、その点についてどこがどう取り組んでいて、どう進展させるかについて、合意した上で次の議論を進めたいと思います。資料を全部出せとは言いません。先ほどのように資料だけでなく口頭の補足説明があってわかる部分もあると思います。そのもとになる資料、あるいは対話の姿勢がなければなりません。先ほど申しあげましたように、PDCAサイクルだと数値ですぐに評価できますが、子どもの権利の進展については、数値で見えない部分があります。行政がだめだと言うだけでなく、われわれもお互いに模索していきたいと思います。この事業を通じて、現状のどこをどう進展させるのか、どうすれば条例をより進められるのか、対話しながら互いに共有していった先に、事業の中身をこうしよう、こういう事業を展開させようという議論の方向に持っていきたいと思います。

非常にチャレンジングな委員会だというのは間違いありません。行政も数字を達成しているだけでよしとはしない姿勢が重要です。

他にご意見はありますか。

#### 【委員】

例えば、子どもの権利絵本の作成についても、31年度が目標と行動計画ではなっているので、今年できなかったから来年、再来年、となっていくのではという懸念もあります。評価について言えば、例えば、31年度を目指して、28年度以降に、いつ、どの段階のものを実施するのかというのがないと評価しづらいと思います。絵本を作ることが目的ではないので、絵本ができたこと自体を評価するのではないと思います。作るからには良いもの、子どもに届くものができて、初めて評価できるものだと思います。読み聞かせも、それ自体を評価するのではなく、新規の事業ですので、31年度を目標にするのなら、何をいつまでにやるのかという視点が必要だと思います。従来やっている事業に関しても、従来のものに加え、何をこの年度にプラスアルファとして盛り込むのか、というのがもう少し見えやすいと良いと思います。

子どもの権利学習支援についても、専門知識がある民間団体との連携という点を評価していたのですが、民間団体をどのように活用するのが見えてきません。例えば子育て講座のメニューに、子どもの権利を加えたものができないかなど、誰がどんな体制なのか、何をするのかといった点が見えにくいと思います。

【会長】

こども育成課が抱えている事業は山ほどあって、なかには優先順位もあると思いますが、どういう内容で、どう普及するのか、どういう体制でやろうとしているのかについても示さなければ、評価がしづらいと思います。優先順位は当然あると思いますので、例えば「絵本は平成29年度に取り組みます。」でもいいと思います。ただし「次年度」としてしまうと、いつやるかが見えづらくなってしまいます。そうすると、広報普及を全体的に検討するときに、「絵本はやはり大切だ」となった際、いつやるか分からないのでは対話しづらいので、注意していただきたい。

こころの鈴については、報告書を落とし込んでいけば、分かりやすい資料になると思います。他はベースの資料がないので難しいと思いますが、対話しやすい資料作りに取り組んでいただきたい。

【委員】

全ての事業に対して、取組視点の5点全てが関わるわけではないので、関わらない視点まで記載していると資源の無駄につながるだけでなく、分かりづらくなると思います。

【会長】

5視点すべてが記載されているのは、こういう視点で取り組んでほしいという他部署への投げかけの意味もあると思います。

【委員】

全て関わりがあるのなら、評価は空欄にするのではなく、Cの評価を入力すべきだと思います。空欄にしてあると、関係ない視点なのかと思えてしまう。

【会長】

通常は、全て数値目標で評価しているので、こういう評価方法は行政では初めてのことで、新たな模索をしています。ですが、評価視点に対して空欄があるのは、何のための視点の提示なのかと思えてしまうのは確かです。

【委員】

この委員会は、実施しなかったことを検証するのではないと思います。どこまで連携して取り組んでいるが、今回は取り組めなかったので、次回やる、といった報告の仕方であれば、取り組んでいるように感じます。Cの評価が多数見受けられるので、「実施しなかった」で終わられると何も評価できない。

【会長】

最終的な評価・結論は、来年7月に中間まとめに入ります。本格的には平成31年度になりますが、その中間として、委員会の評価を示すようになります。当面、委員の言われたようなことも記入しても

らい、実際に市の担当者に来てもらい、対話していくのがここ数回の委員会の活動となります。

【委員】

それぞれ行われている事業の全体像の細かなところについて、情報がないので、今回のような資料を見ながら知るしかないと思います。検証するためには、27年度の評価がCのみであれば、それ以上の検証のしようがなく、情報が入ってこないもので、検証には至りません。

委員会では、どの範囲まで検証するのでしょうか。全ての事業を検証するのでしょうか。

【会長】

非常に重要なポイントです。全部について検証するのは不可能だと思いますので、それぞれの委員の皆さんに、重要だと思う部分をピックアップしてもらうようになります。そうすることで、委員会がどこを重要視しているかの提示にもつながります。学校教育のこの部分について、ピックアップしていただいて、学校指導課やこども育成課と議論・共有しながら進めていきます。

委員の皆さんが、全ての事業について検証することは不可能ですし、行政サイドとしても、全ての関係部署に来てもらい、説明してもらうのは不可能です。

【委員】

できなかった、という時に、いつまでにはやりたいということがあった方が良いと思います。

【会長】

なぜできなかったのか、する予定がなかったのか、しようと思ってできなかったのか、今の資料には、できなかった理由がありません。委員会が重要視している事業であるのに関わらず、なぜそう判断したのか、というところを検討したいわけです。

【委員】

同じく、できなかったのと、しなかったのでは違います。平成28年実施予定、平成29年実施予定、というだけでも見通しが立つと思います。

【会長】

確かに、資料に空欄が多すぎますね。委員の指摘事項を加えればバランスがとれるのではないのでしょうか。

【委員】

事業概要のところが簡単すぎるのではないかと思います。初めて資料を見た人も大体の内容がわかるように作っていただきたい。何を目標に、どういうことに、どういう風に取り組んでいるのか、資料があれこれ分かれているのでは、分かりづらいと思います。平成27年度には、何があって、何が目標なのか、来年度に何をやるかなどを書いていただきたい。

また、推進計画にはたくさんのっているものの、核になる事業は限られると思いますが、いずれにしても、もう少し資料を充実させた方が良いのではないのでしょうか。

【会長】

行政サイドでも、通常のPDCAサイクルとは異なる評価として、この取組みは蓄積になると思いますので、是非検討してください。

他に何かございますか。なければ、そろそろ終了したいと思います。後半の資料は、今後検討したいと思います。

次回は、前半が広報・普及、後半が相談・救済事業を取り扱います。行政の関係部署にはできる限り出席してもらい、お互いに対話をしながら課題の共有をしていきたいと思っています。